

大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム設置業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

道の駅うずしおリニューアル事業完成、大鳴門橋自転車道の開通により、大鳴門橋周辺地域では、駐車場不足による交通渋滞が懸念されている。このため、市では淡路島南 IC 付近に新設駐車場（約 300 台）の整備を進めている。新設駐車場の整備効果を高めるため、既存の駐車場を含む 4 駐車場（道の駅うずしお、うずまちテラス、うずの丘大鳴門橋記念館、新設駐車場）の空き状況をドライバーに案内し、駐車場を最適状態で運用することにより、県道等周辺道路に交通渋滞を発生させないことを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務番号 建技委第8-3号
- (2) 業務名 大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム設置業務（以下「本業務」という。）
- (3) 履行場所 南あわじ市阿那賀地内 外
- (4) 業務内容 別紙「大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (5) 履行期間 契約の締結日から令和9年3月31日まで
- (6) 契約予定日 令和8年8月中旬（下記11.）
- (7) 事業費上限額 80,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すもの。
- (8) 支払条件
 - ① 前払金 無
 - ② 部分払 無
 - ③ 年割支払 無
- (9) 担当事務局（書類提出・問い合わせ先）

南あわじ市まちづくり建設部建築技術課建築技術係
〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1（南あわじ市役所本館2階）
TEL：0799-43-5252、FAX：0799-43-5352
E-mail：kenchikugijutsu@city.minamiawaji.hyogo.jp

3. 応募方法

単独企業による。

4. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出期限日から優先交渉権者決定日までに、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所がある場合には、南あわじ市税に未納がないこと。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (5) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する者同士に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 公募開始日において平成28年4月1日以降に、駐車場満空表示システム設置業務の同種実績があること。
※駐車場満空表示システムとは、センサーやカメラなどの監視装置を用いて駐車場ごとの空き状況をリアルタイムに検知・表示し、ドライバーへの案内や管理の効率化を行うものである。これの設置経験があることを、同種実績とする。

5. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは、別紙1「プロポーザル実施スケジュール」のとおりとする。

6. 参加手続き等

本プロポーザルの参加手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 資料の閲覧及び配布

① 閲覧及び配布期間

令和8年5月28日（木）～令和8年6月12日（金）正午まで

（ただし、南あわじ市の休日を定める条例（平成17年南あわじ市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）

② 閲覧及び配布場所等

下記③の資料を南あわじ市ホームページに掲載するほか、担当事務局（上記2.(9)）において閲覧に供するとともに配布する。

③ 閲覧及び配布資料

- ア 大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム設置業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム設置業務仕様書

ウ 大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム施工箇所（案）

エ 提出様式集

オ 企画提案書作成要領

(2) 参加表明に関する質問の受付及び回答

参加表明の手続きに伴う本実施要領、仕様書及び様式に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

提出期限： 令和8年6月3日（水）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出方法： 質問書(様式第12号)を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信すること。（口頭等は認めない。）

送信先： 担当事務局（上記2.(9)）

※送信後、必ず電話により受信確認をすること。

回答期限： 令和8年6月8日（月）17時まで

回答方法： 質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、南あわじ市ホームページに掲載する。なお、回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書の提出及び参加資格の確認等

① 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を添えて参加表明書を提出すること。

提出期限： 令和8年6月12日（金）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出先： 担当事務局（上記2.(9)）

提出方法： 持参又は郵送（簡易書留など配達記録が残るものに限る。）

提出部数： 各書類 正本1部、副本1部

提出書類： 別紙2「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

② プロポーザル参加資格の確認及び通知

①において提出された書類等について、参加資格要件を満たしているか否かを審査・確認し、その結果を参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。正文については、別途郵送により送付する。

ア 参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができる。

イ 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

③ 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送によりプロポーザル辞退届（様式第11号）を担当事務局（上記2.(9)）へ提出すること。

7. 企画提案に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

提出期限： 令和8年6月26日（金）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出方法： 質問書（様式第12号）を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信すること。（口頭等は認めない。）

送信先： 担当事務局（上記2.(9)）

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

回答期限： 令和8年7月2日（木）17時まで

回答方法： 質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、全ての参加者に対し電子メール又はFAXにより送付する。

8. 企画提案書の提出

提出期限： 令和8年7月10日（金）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出先： 担当事務局（上記2.(9)）

提出方法： 持参、郵送又は宅配便（郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残るもの、宅配便の場合は、手渡ししたことが証明されるものに限る。）

提出部数： 各書類 正本1部、副本6部

（書類は、A4判サイズに統一すること。A3判サイズによる折込項の挿入は可とする。）

提出書類： 別紙3「企画提案書提出時提出書類一覧」を参照

9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。なお、実施の詳細等については、後日参加者に通知する。また、ヒアリング等は非公開とする。

実施日： 令和8年7月下旬（予定）

実施場所： 南あわじ市役所 会議室（予定）

出席者： 1事業者2名まで

実施内容： 1事業者あたり50分程度を予定

（プレゼンテーション：20分程度、ヒアリング：30分程度を予定）

ただし、提案者数が多い場合は、変更することがある。

説明資料： あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明すること。（説明内容が著しく相違又は逸脱した場合は、不適格とする場合がある。）

機材等： ヒアリング等の際に機材等を使用する場合は、担当事務局（上記2.(9)）へ事前に申し出ること。なお、機材等のうち机、椅子、電源、スクリーン及びホワイトボードは、必要に応じて事務局で用意する。

順番： ヒアリング等の順番については、企画提案書の受付順とする。

10. 選考要領

(1) 審査委員会

本プロポーザルの特定に関する審査は、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例（平成22年南あわじ市条例第47号）に基づき、南あわじ市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査基準等

企画提案書及びヒアリング等の内容に関する審査項目及び審査基準は、別紙4「審査項目及び審査基準の概要」のとおりとする。

(3) 審査方法

審査は、提出書類の審査及びヒアリング等による審査とする。

(4) 選考方法

- ① 各審査委員の採点を集計し、合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。
- ② 集計した合計点数が同点の場合は、業務目標の達成に資する提案の合計点数が高い者を上位とする。また、業務目標の達成に資する提案の点数も同点の場合は、運用面の妥当性の合計点数が高い者を上位とする。運用面の妥当性の点数も同点の場合は、くじにより決定するものとする。（別紙4参照）
- ③ 本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施する。
- ④ 各審査委員の採点の平均点が60点未満である場合は、最優秀提案者とはしない。

(5) 審査結果

審査結果については、書面により通知するとともに、南あわじ市ホームページで公表する。なお、選考の過程は非公開とする。

- ① 最優秀提案者として特定されなかった者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求められることができる。
- ② 上記の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11. 契約の方法等

(1) 契約の締結

上記10.により特定された最優秀提案者に対して、本業務の委託契約に係る優先交渉権が与えられるものとする。最優秀提案者とは、速やかに企画提案書をもとに仕様の詳細事項について協議し、その協議に基づいた内容について見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、この協議が不調となった場合、又は最優秀提案者が契約締結するまでの間に下記12.の失格事由に該当した場合は、次順位の提案者（基準点未満の者を除く。）と協議できるものとする。

(2) 契約保証金

最優秀提案者は、契約の締結前に契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付しなければならない。ただし、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」という。）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(3) 契約書

原則、市が用意した契約書様式を使用するものとする。

(4) その他

その他の契約条件は、南あわじ市契約規則及び南あわじ市入札・契約事務取扱要領の定めるところによるものとする。

12. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失うものとする。

- (1) 定められた期限内に企画提案書等必要書類（以下「提案書等」といいます。）が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 提案書等の内容が、この要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4) 審査委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったとき。
- (5) 経費見積書に記載されている見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が、「2. (7)」に規定する事業費上限額を上回ったとき。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (7) 最優秀提案者の特定の日までの期間において、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受けた者及びこれに準ずる措置を受けた者。
- (8) 前号に掲げるもののほか、審査委員会が不適格と認めたとき。

13. その他注意事項等

- (1) 参加報奨金は支払わない。（企画提案に要する費用の一切は、本プロポーザル参加者の負担とする。）
- (2) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された提案書等については返却しない。
- (4) 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (5) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、市は、提出された提案書等について、採用・不採用にかかわらず、最優秀提案者の特定、本業務の検討、記録及び実施に必要な範囲において、無償で利用（複製を含む）できるものとする。なお、市は、提案者に無断で、本業務の目的以外のために提案書等を使用することはできないものとする。

- (6) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するために、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）に基づき、公表することがある。ただし、同条例の規定に基づき非開示と判断する部分については、その限りではない。
- (7) 同一の参加者が、複数の企画提案をすることはできない。
- (8) 最優秀提案者は、自らが暴力団等でないことについての誓約書を、上記11.に係る契約の締結前に提出していただくこととなる。
- (9) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (10) 本プロポーザルの参加者から本業務の一部の再委託を受けようとする者（以下「協力事業所」という。）は、本プロポーザルの参加者になることはできない。また同様に、他の参加者の協力事業所になることはできない。

別紙1 プロポーザル実施スケジュール

内容	期間等
① 公募開始	令和8年5月28日(木)
② 資料の閲覧及び配布期間	令和8年5月28日(木)～6月12日(金) 正午まで
③ 参加表明に関する質問書の提出期限	令和8年6月3日(水) 正午まで
④ 参加表明に関する質問への回答期限	令和8年6月8日(月)
⑤ 参加表明書等の提出期限	令和8年6月12日(金) 正午まで
⑥ 参加資格確認通知書の通知及び企画 提案書提出の要請	令和8年6月18日(木)(予定)
⑦ 参加資格がないとした理由の説明要 求期間	上記⑥通知日翌日から7日以内
⑧ 企画提案書に関する質問書の提出期 限	令和8年6月26日(金) 正午まで
⑨ 企画提案書に関する質問に対する回 答期限	令和8年7月2日(木)
⑩ 企画提案書の提出期限	令和8年7月10日(金) 正午まで
⑪ ヒアリング等の実施	令和8年7月下旬(予定)
⑫ 審査委員会	令和8年7月下旬
⑬ 最優秀提案者の特定(審査結果通知)	令和8年7月下旬
⑭ 非特定理由の説明要求期間	上記⑬通知日翌日から7日以内
⑮ 最優秀提案者への見積依頼	令和8年8月上旬
⑯ 契約の締結	令和8年8月中旬(予定)

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

別紙2 参加表明書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 参加表明書（様式第1号）	正本1部、副本1部
② 事業所概要（様式第2号）	正本1部、副本1部
③ 同種業務実績（様式第3号）	正本1部、副本1部
ア) 駐車場満空表示システム設置業務実績を最低1件（最大3件）記載すること。 イ) 記載した業務における契約書の写しを添付すること。 ウ) 記載した業務において、具体的にどのようなものを設置したかがわかる資料を添付すること。 エ) 記載した業務において、満空表示板の設置場所（県道●線の道路敷、●施設駐車場等）がわかる資料を添付すること。 ※契約の相手方に配慮が必要な箇所については、黒塗り可	
④ 協力事業所概要（様式第4号）	正本1部、副本1部
ア) 業務の一部を再委託する場合、その事務所の概要を記載すること。 ※ 再委託をしない場合は提出不要	
⑤ 業務実施体制（様式第5号）	正本1部、副本1部
ア) どの様な体制（組織・チーム等）で本業務を実施するかを記載すること。 イ) 責任者・担当者の役割分担を明確に記載すること。当該役割分担にしたことによるメリット・デメリットを記載すること。	
⑥ 配置予定技術者の経歴調書（様式第6号）	正本1部、副本1部
ア) 配置予定技術者の、駐車場満空表示システム設置業務実績を最低1件（最大2件）記載すること。 イ) ア)を踏まえ、当該配置予定技術者を配置することにより得られる効果も記載すること。	
⑦ 財務諸表	正本1部、副本1部
ア) 貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、販売費及び一般管理費並びにキャッシュ・フロー計算書（それぞれ直前決算時のもの）	
⑧ 納税証明書 ★	正本1部、副本1部
ア) 国税＝（法人）その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 （個人）その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 イ) 地方税＝南あわじ市税に係る完納証明書（納期限が到来している南あわじ市税に未納の税額がないことを証明するもの。）	

※ 地方税については、本社・本店又は委任を受けた支店・営業所 が南あわじ市にある場合のみ	
⑨ 使用印鑑届（様式第7号、7-2号）	正本1部、副本1部
⑩ 委任状（様式第8号）	正本1部、副本1部
※ 支店・営業所に本業務の契約に関する行為を委任する場合のみ	
⑪ 印鑑証明書 ★	正本1部、副本1部
⑫ 法人登記の履歴事項全部証明書 ★ ※ 個人の場合は住民票の写し	正本1部、副本1部

※ 上記①から⑫までの書類を1セットとし、正本1部及び副本1部として調製すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。

※ ★印の各種証明書は、証明年月日が参加表明書提出時以前の3ヶ月以内のもの（写し可）を提出すること。

※ ⑨～⑫については、南あわじ市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ提出が必要。

別紙3 企画提案書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 企画提案書（様式第9号）	正本1部、副本6部
② 事業所概要（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本6部
③ 同種業務実績（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本6部
④ 協力事業所概要（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本6部
⑤ 財務諸表（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本6部
⑥ 業務実施体制（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本6部
⑦ 配置予定技術者の経歴調書（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本6部
⑧ 実施方針（任意方式）	正本1部、副本6部
⑨ 業務工程表（任意様式）	正本1部、副本6部
⑩ 経費見積書（様式第10号）	正本1部、副本6部
⑪ 見積参考図書（任意様式）	正本1部、副本6部

※ 上記①から⑩までの書類を1セットとし、正本1部及び副本6部として調製すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。なお、⑪については、正本に添付すること。

※ 企画提案書作成時においては、企画提案書作成要領を踏まえ、作成すること。

別紙4 審査項目及び審査基準の概要

審査項目		審査基準の概要	
提出書類の審査	企業の実績 (10点)	(1)企業の経営規模及び信頼性	企業としての経営規模、履行能力及び主要実績、同種業務実績内容等について評価する。
		(2)主要実績及び本業務と同種業務の実績	
	配置予定技術者の資格、実績等 (10点)	(1)配置予定技術者の実績	管理技術者、担当技術者等の資格、経験、業務実績等が豊富な場合や他の手持ち業務との重複がない場合に優位に評価する。また、業務実施体制としての取り組みが、本業務内容に合致した内容となっている場合優位に評価する。
		(2)業務実施体制としての取り組み	
プレゼンテーション・ヒアリングによる審査	企画提案内容(70点)	実施方針(コンセプト)	本業務を実施する上で、本業務における課題や問題点を的確に把握するとともに、提示した項目に対する提案内容について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。
		選定機器の設置方法・操作性	
		業務目標の達成に資する提案か	
		運用面の妥当性	
	見積額(10点)	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。	

※10. 選考要領(4)選考要領を参照